

● 寄稿 2

メキシコ産業財産庁のご紹介 ～新興国における知財の現状～

特許審査第一部光デバイス 奥田 雄介

抄録

日本国特許庁とメキシコ産業財産庁とは、PPH試行やMOC締結など、互いの協力関係を深めてきており、今後さらに交流活動が活発になっていくことが予想されます。本稿では、日本であまり馴染みのないメキシコの知財にまつわる現状について、メキシコ産業財産庁の概要を中心に紹介させていただきます。

1. はじめに

メキシコは、中南米諸国の中でブラジルにつぐ経済大国¹⁾として、さらにはNEXT11にも数えられる将来の成長市場として、近年注目を浴びております。このような経済状況を背景として日本からメキシコへの特許出願件数についても、2005年には476件であったところが2010年には742件と着実に伸びてきています。一方、日本企業のメキシコ進出を支援すべく日本国特許庁(JPO)はメキシコ産業財産庁(IMPI)と昨年7月よりPPHの試行を開始し、また本年2月には両庁間の協力覚書(MOC)を結ぶなど関係を深めてきています。本稿では、筆者がメキシコ産業財産庁を訪問した際に受けた説明などを基に、メキシコの知的財産制度、メキシコ産業財産庁の概要、審査実務等について紹介させていただきます。なお、本稿で示される見解は筆者の私見である点につきましてお含みおきください。

2. メキシコの知的財産制度

メキシコの産業財産権に関する法の歴史は実は日本よりも古く、1832年の「特定産業分野における発明者または完成者の所有権に関する法律」にまで遡ります。その後、幾度かの廃止、立法を経て、1991年現行法である「産業財産権の振興と保護に関する法律」が制定されました。

メキシコ政府は北米自由貿易協定(NAFTA)での交渉を契機として、知的財産権保護を重視する政策を取ってき

ています。最近では、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)交渉への参加、マドリッドプロトコルへの加盟に向けた国内での調整など、先進国並みの知的財産保護水準を目指して、環境整備に向けた努力を続けています。また、APEC知的財産権専門家会合(IPEG)で2期続けて議長国を務めるなど国際的な知的財産政策の議論の場においても積極的な姿勢を示しており、中進国として、先進国と途上国の橋渡しとなって活躍しています。メキシコのそのような知財政策の実行役となっているのが、後述するメキシコ産業財産庁です。

3. メキシコ産業財産庁(IMPI)概要

メキシコの知的財産権制度は、産業財産権法、著作権法、連邦植物品種法の3つの法で規定されています。メキシコ産業財産権法で保護される権利には、特許、実用新案、意匠、商標の他、営業秘密や集積回路の回路配置、原産地呼称なども含まれます。この産業財産制度を所管しているのがメキシコ産業財産庁(IMPI)です。

IMPIは、1993年12月10日付け連邦政府官報に公布された政令によって、独自の法人格と財産を有する政府外郭団体として創設されました(IMPI設立以前は商業工業振興省の下部組織であった産業財産権局が産業財産制度を所管していました)。役割として産業財産権の保護、創作活動の促進、権利侵害や不正競争の防止、国際協力の促進などを担っています。

1) 2010年国内総生産：ブラジル2.1兆ドル、メキシコ1.0兆ドル ("World Economic Outlook Database" より)

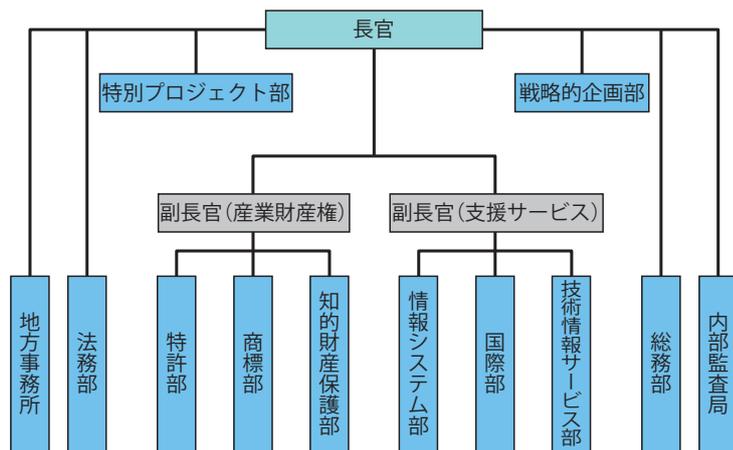


図1 IMPI全体組織図

表1 IMPI職員数

| 部署 | 人数 |
|-------------|-----|
| 長官室 | 26 |
| 特許部 | 225 |
| 商標部 | 167 |
| 知的財産保護部 | 156 |
| システム情報技術部 | 56 |
| 管理本部 | 80 |
| 国際関係業務部 | 19 |
| 法務部 | 42 |
| 技術情報サービス促進部 | 45 |
| 地方事務所 | 72 |
| 戦略的企画調整部 | 10 |
| 内部監査局 | 22 |
| 合計 | 920 |

IMPIの全体組織図は図1のようになっています。長官の下、産業財産権の副長官、支援サービスの副長官、総務部、法務部、地方事務所、戦略的企画部、内部監査局が設けられています。各部署の人数は表1の通りです。この組織図の中で特徴的な点として、「知的財産保護部」の存在が挙げられます。メキシコではIMPIが産業財産権に関する行政上の義務違反（他者の権利侵害も含まれます）に対して査察権限を有すること、及び行政罰を科する権限を有することが産業財産権法で定められています（それぞれ203条、217条）。したがって、権利者側としては知的財産権の侵害に対し、民事訴訟などを提起する以外に、IMPIに対して査察を行うよう求めることができます（なお、IMPIは権利者の求めがなくとも職権による査察を行うこともできます）。このエンフォースメントに関する業務を担っているのが先ほどの「知的財産保護部」です。ちなみに、メキシコの著作権法を所管しているのは連邦著作権庁ですが、経済的権利に関わる商業的な権利侵害については、著作権に関してもIMPIが査察等を行っています。2010年に行われた査察の件数は3,956件となっており、差し押さえられた物品は1,154,784点となっています（2010年次報告書）。

IMPIの総務系部署と審査系部署とは別々の建物に入っており、所在する地区も異なります。どちらもメキシコシティ内にありますが、これらの建物間の移動は車で30分程度かかりました。余談ですが、メキシコシティの道路事情は決して良いとはいえません。通勤ラッシュ以外の昼間であっても慢性的に渋滞しているようです。これは道路網自体の問題以外にも地下鉄等の代替交通手段が不十分であることも要因であるそうです。地下鉄は遅延も頻繁に起こる上に酷い混み具合で乗る気がしない、渋滞しても自分の車で音楽などを聞きながら通勤の方がよっぽどマシだ、と言う現地の方などもいました。なお、メキシコシ

ティは2000mを超える高地にあるため日差しが大変強く、車での移動であっても日焼け対策をしていなければあっという間に日に焼けてしまいます。メキシコシティを訪問される際にはご注意ください。



総務系の入ったビル。隣にはセブンイレブン



審査系の入ったビル。郊外にあり敷地も広い

4. IMPI特許部

IMPIでは特許、工業意匠、実用新案の実体審査を特許部が担当しており、これらの出願件数の推移を表したものが図2になります。ご覧の通り、メキシコでの特許出願は外国からの出願が9割を超えており、その多くがPCT出願によるものです(2010年のPCT出願は11,926件であり、全出願の82%となっています)。最大の出願国はやはりと言うべきか隣国の米国となっており、2010年では6,805件と全出願の47%を占めています。その後はドイツ、メキシコ、スイス、日本と続きます。日本からの出願が占める割合はおよそ5%です。技術分野別で見ると、特許件数²⁾が多いのは、生活用品がトップで3分の1程度を占めており、

次いで化学・金属、産業技術、電気、物理が8分の1程度ずつ占めています。

図3に特許部の組織の詳細を示します。出願受理課、方式審査課等の管理部門と、各種技術分野に分かれる実体審査部門があり、実体審査部門の中には品質管理課も設けられています。管理部門で出願書類の受付、方式審査等が行われた後、実体審査部門での審査がなされ、特許査定処理の処理が再び管理部門で行われます。なお、メキシコでは現在特許出願手続きのペーパーレス化を進めているところですが、まだ実施には至っていないようで、膨大な紙書類の管理やスキャニングを行っています。また、品質管理課はまだ立ち上げられたばかりで人員も2～3人程度しか配置されていないようですが、中規模庁であるIMPIにおいてもこのような部署が設けられていることは、品質管理の必要性が世界的に高まってきていることの一つの現れと言えるかもしれません。

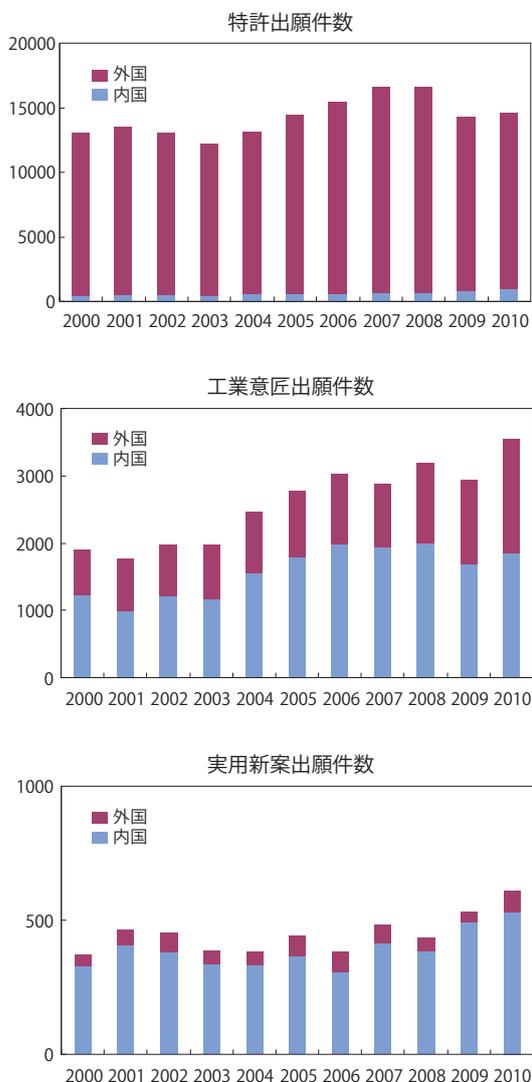


図2 特許・意匠・実用新案出願動向 (IMPI2010年次報告書より作成)

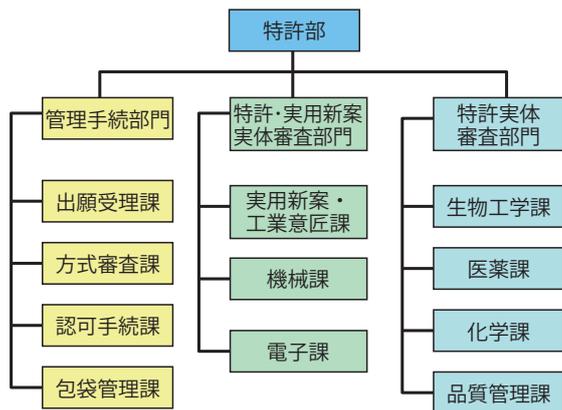


図3 IMPI特許部組織図



出願受理課の様子

2) IMPI年報には技術分野別の出願数は掲載されておりませんので、こちらで代用させていただきます。

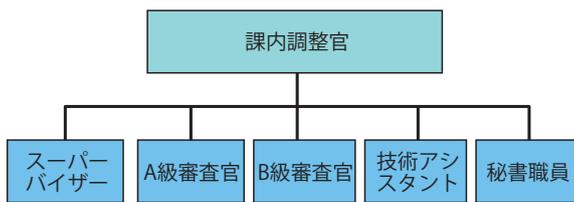


図4 実体審査グループの構成

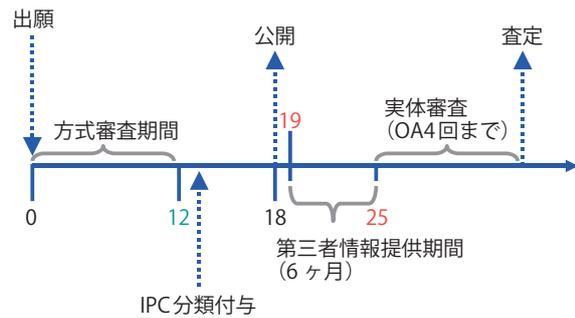


図5 メキシコでの特許審査手続

特許部全体で225人の職員がいますが、実体審査を行う審査官の数は約半数の119名となっています。単純に年間の出願件数を割ってみると審査官一人当たりの出願件数は年間約150件といったところになります。メキシコには審査請求制度もありますので、これが審査官の処理量になる訳ではありませんが、目安としてはこれくらいの量になると考えて良さそうです。

各審査課には実体審査グループが組織されており、その実体審査グループの構成は図4のようになっています。課内調整官の下、スーパーバイザー、A級審査官、B級審査官、技術アシスタント、秘書職員が配置されています。A級審査官とB級審査官とは業務の内容に違いはなく、どちらも通常の実体審査を行っています。A級審査官はB級審査官よりも設定された処理量が多く、その分給与も高いそうです。スーパーバイザーも同じく審査官ですが、自分の案件処理の他にグループ内のA級、B級審査官の審査内容の監督もその業務に含まれており、JPOでいうグループ長のような存在に当たります。スーパーバイザーの給与はA級、B級審査官よりも高給で、案件処理量はB級審査官よりも少なく設定されているそうです。技術アシスタントは先行技術調査のサポートのみを担当し、新規性、進歩性判断等を行いません。

審査官の執務室は比較的JPOに近いスタイルとなっており、大部屋の中、パーティションで一人ずつ区切られたスペースに各審査官のデスクが配置されています。各審査官はデスクトップパソコンを使用しており、案件管理システムや外部インターネットにアクセスできます。また、一部の審査官は欧州特許庁 (EPO) のEPOQUEも使用しているそうです。

特許出願・審査の基本的なフローは図5のようになっています。メキシコでは第三者からの情報提供を受け付ける

ための期間として、出願が公開されてから6ヶ月間は実体審査に着手されません。メキシコには早期審査制度のようなものはありませんが、出願人の請求により出願公開 (通常は出願日又は優先日から18ヶ月) を早める早期公開制度がありますので、こちらを利用すれば実質的に早期に実体審査に着手されることとなります。

前述の通り、メキシコの特許出願はそのほとんどが外国出願となっていますので、実体審査においてはPCTサーチレポートや他国ファミリー出願の審査結果などを役立てているそうです。

審査官が先行技術調査で利用するサーチツールは、SIGAというメキシコ国内の特許文献データベースの他、WIPOのペタスコープ、EPOのエスパネットといった無料で使用可能な外部データベースがメインとなっています。

審査基準は技術分野毎に作成されているそうですが、あくまで内部資料ということで外部には公開されていません。したがって英訳等も作成されておらず、スペイン語のもののみが存在するそうです。

5. JPOとの関係

冒頭でも触れましたが、日本とメキシコとは昨年7月より特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を行っています。その他、メキシコは米国、スペインとPPHを締結しています³⁾。これまでのところ日本からメキシコにPPH申請があった件数は4件で、そのうち1件はPCT国際調査報告の成果物を基にPPH申請を行う、PCT-PPHを利用したものです。一方で、メキシコから日本に出願された案件でPPH申請はまだありません。かといってメキシコ国内でPPHが知られていないという訳ではないようです。IMPIも国内でPPHについての周知活動を積極的に行っている

3) 2012年5月1日現在

そうで、実際筆者が現地で代理人に聴取したところ、知財を専門にしている弁護士のうち感触として半数近くはPPHについて一応の知識は持っているようでした。今後、日メキシコ間の経済活動がより活発になっていくことによって、PPHも一層活用されてくることが期待されます。

また、こちらも冒頭で紹介させて頂きましたが、JPOとIMPIとは本年2月、両庁間の協力覚書を締結しました。この覚書は両庁のこれまでの協力関係を確認するとともに、今後の更なる協力推進について合意したものです。具体的な協力の形態として、(a) 産業財産の重要性に関する普及啓発の促進、(b) 産業財産分野に従事する両庁職員に対しアドバイスするための専門家間の交流、(c) 産業財産分野のセミナー、ワークショップ、研修コースの企画・実行、(d) 両庁の産業財産制度・運用に関する情報交換、(e) 両庁の機械化・近代化プロジェクトに関する情報交換、(f) 人事交流や調査報告書、見解書の交換を通じた特許審査協力、(g) 両庁が関与する国際的スキームにおける協力、(h) その他両庁の合意による協力の8項目が記されています。中でも特に我々審査官に関係が深いのは、(f) の特許審査協力でしょうか。こちらは将来の日メキシコ審査官協議の実施を意識して盛り込まれたもので、そう遠くないうちに実現されるのではないかと思います。

6. おわりに

筆者は本年3月に、メキシコ知的財産保護協会(AMPPI)がメキシコシティで主催した国際会議にて講演を行う機会を頂きました。メキシコでは政府を始め関係団体も積極的に様々な知的財産制度のセミナー等を行っており、国民に制度に関する知識を深めてもらい、ひいては知財保護意識の向上を図っているようです。このようなメキシコの知財関係各所の努力の甲斐もあって、本年4月にはマドリッドプロトコルに加盟する法案がメキシコ上院で承認されています。

非常に短い滞在期間の中で感じたこととして、メキシコの人々はみんな大変明るく親切な方達でした。また、大変フレンドリーで筆者のような珍妙な東洋人にも積極的に話しかけてきてくれました。メキシコ人達は自分の国への愛情が強く、メキシコに興味を持ってくれる外国人も大切に、といった雰囲気を感じました(もともと、メキシコでは外国人観光客を狙った犯罪も多いと聞きますので、必ずしもそういう人達ばかりではないのでしょうけれど)。このようなメキシコ人の愛国心を表しているのか、メキシコシティでは至る所でメキシコ国旗を見かけました。ちなみに、メキシコ国旗の緑は「独立」、白は「カトリック」、赤は「民族の統一」をそれぞれ表しており、中央に描かれている蛇をくわえた鷲は、アステカの首都創設にまつわる神話に基づいたものであるそうです。



ソカロ広場の国旗

先ほどメキシコでの特許出願は外国出願が大半を占めると述べましたが、これはメキシコに限った話ではありません。多くの発展途上国では自国内で研究開発を行うまでには至っておらず、特許出願の大部分が外国出願となっているのが現状です。そういった国の特許庁では特許審査官の人的リソースも十分でないことが多く、限られた時間の中で多くの案件を処理するためには他国知財庁での審査結果が大変参考になります。JPOもAIPNを通じて拒絶理由通知書などの包袋情報を機械翻訳して他庁に提供しているところですので、我々審査官も海外知財庁の存在を意識して、起案文を短く区切るなど少しでも翻訳し易い起案を心掛けるというのも一つの国際協力となるのではないのでしょうか。それによって同時に、日本企業による海外への特許出願が迅速かつ各国間でブレのない安定的な審査を受けられることにもつながると思います。

最後になりましたが、本稿の執筆にあたっては多くの方から助言を頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。

profile

奥田 雄介(おくだ ゆうすけ)

平成17年4月特許庁入庁
総務部国際課を経て、現職。